第四条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画）

第四条　次条第一項、第二項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、様式第一による申請書（当該認定の申請」とあるのは「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出は、様式第一による提出書（当該提出」と、「様式第二による申請書」とあるのは「様式第二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号中「認定の申請」とあるのは「提出」と、「次条第一項第十一号」とあるのは「第五条第一項第十一号」と、同項第二号から第四号まで及び第六号から第九号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第四項中「認定」とあるのは「法第七条第一項の通知」と読み替えるものとする。

第五条第一項第九号中「（法第七条の規定により実施する入札の対象となる場合は除く。）」、「調達価格等算定委員会の意見を聴いて」及び「調達価格又は」を削る。

第六条を第五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名又は名称

二　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

三　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の出力（法第七条第五項の規定により、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力の一部について落札がなかったものとされた落札者による認定の申請に係るものを除く。）

四　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所

五　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の形態

六　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該設備に係る太陽電池の製造を行う者、種類、変換効率、型式番号又は定格出力の合計

第七条第一項第二号中「認定事業者」の下に「（当該認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。）」を加える。

第八条第二項中「第四条第二項」を「第四条の二第二項」に改める。

第十四条第一項第四号ヘ中「電気事業者又は小売電気事業者と電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）（以下このへにおいて「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項の特定契約とみなされる契約」を「電気事業者に対しても特定契約の申込みをしている場合、又は特定契約電気事業者以外の電気事業者と特定契約」に改め、同ヘ⑴中「それぞれの電気事業者又は小売電気事業者」を「電気事業者」に改め、同項第五号を同項第五号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

五　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約に当たって、当該特定契約申込者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定契約申込者が自らの認定発電設備と電気的に接続を行い、又は行おうとしている特定契約電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。

第十四条第一項第六号ハ中「以内」の下に「（特定契約申込者が法第七条第二項の規定により実施される入札に参加する場合にあっては、認定を受けた日から一月以内）」を加え、同号ニの次に次のように加える。

ホ　特定契約申込者（当該特定契約申込者が法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ヘ　当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

第十四条第一項第八号イからチまでの部分以外の部分中「第十一号」の下に「及び第十三号」を加え、同号イ中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「及び第三条第三号」を「並びに第三条第三号及び第四号」に、「イからニまで、第十号及び第十一号」を「以下このイ及びロからニまで、第十号、第十一号並びに第十三号」に、「イ、第十一号及び第十二号」を「以下このイ及び第十一号から第十三号まで」に改め、同号ロ中「除く。ロにおいて同じ」を「除く」に、「限る。ロ」を「限る。以下このロ」に改め、同号ハ中「ハ及びニ」を「以下このハ及びニ」に、「をいう。以下同じ」を「をいう」に、「ハにおいて」を「以下このハにおいて」に改め、同号ニ中「第三条第十五号から第十九号まで」を「第三条第二十三号から第二十九号まで」に、「ニにおいて」を「以下このニにおいて」に改め、同項第十一号イ中「及び第三条第三号」を「並びに第三条第三号及び第四号」に改め、同項第十二号中「指定電気事業者と特定契約申込者の認定発電設備と指定電気事業者」を「特定契約申込者の認定発電設備と指定電気事業者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三　特定契約申込者が、特定契約申込者の認定発電設備と指定電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続を行おうとする場合（特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、需要の増加その他の事情の変化により追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることが可能となった場合に限る。）にあっては、当該特定契約申込者が、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件に従わないこと。

第十五条中「スポット市場（」を「卸電力取引所が開設するスポット市場（」に改める。

第二十一条中「交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額」を「次の各号に掲げる額（当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条及び第二十四条において同じ。）で行われる場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）」に改め、同条に次の二号を加える。

一　交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額

二　特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる費用を追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額

第二十二条中「卸電力取引所が開設する」、「（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）」及び「（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条第一項中「当該額に」を「当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額に」に、「第二条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条第四項中「とする。」を「とすることができる。」に改める。